

保存版

新型コロナウイルス感染症対策
ガイドブック



栗山町

コロナ時代に立ち向かい、未来を切り拓く！ ガイドブックの発刊にあたって

本町では、本年2月26日に新型コロナウイルス対策本部を設置し、長期にわたる感染防止対策を進め、6月1日からは、全ての町民活動・経済活動を再開したところであります。

この間、町民の皆様には、多大なご理解とご協力をいただきましたことに、心から厚く感謝と御礼を申し上げます。

長く苦しいトンネルは一時的に抜けましたが、都市部を中心に、依然として、感染者が発生しており、私たちには、新たな感染拡大への備えと対策が求められております。

この度、これまで行ってきた対策と課題を整理し、今後における長期的な感染防止対策をまとめた「新型コロナウイルス感染症対策ガイドブック」を策定いたしました。

ぜひ、このガイドブックをご活用いただき、未知なる感染症そして「コロナ時代」に、どのように立ち向かえばよいのか、ともに考えながら、未来を切り拓いていきましょう。

令和2年9月1日
栗山町新型コロナウイルス感染症対策本部長
栗山町長 佐々木 学

【目次】

3～7ページ

栗山町新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

8ページ 「新しい生活様式」7つのポイント

9ページ 家庭内でご注意いただきたい、8つのポイント

栗山町ショートステイ（自主隔離）安心支援事業

10ページ 人との接触を8割減らす、10のポイント

11ページ 栗山町イベント共通ガイドライン

12～15ページ

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援一覧

16ページ 新型コロナウイルスの相談・受診の目安

【問い合わせ】

栗山町総務課新型コロナウイルス対策室 ☎ 0123-76-7065

栗山町新型コロナウイルス 感染症対策の基本的対処方針

町では、町民の生命と健康及び地域経済を守るため、状況に応じた新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を迅速かつ的確に実施するための指針として、基本的対処方針を定めました。

この対処方針では、感染の状況を「**①感染観察**」道内感染者が発生した場合や緊急事態宣言の発令が解除され事態が収束に向かっている場合」「**②感染拡大注意**」町内に感染者が発生した場合や緊急事態宣言の発令はないが道内感染者がまん延した場合」「**③特定警戒**」町内に感染者が急増した場合や緊急事態宣言が発令された場合」の3つに区分し、それぞれの区分における対策として町が行う取組、町民が行う取組を定めています。

【感染の状況と対応】

国		北海道		町	
ステージⅠ	(状況) ・感染者の散発的発生 ・医療提供体制に支障がない	ステージⅠ (注意)	(状況) ・感染者の散発的発生 ・医療提供体制に支障がない	① 感染観察	(状況) ・道内感染者が発生
	(対応) 基本的な感染予防の徹底ほか		(対応) 感染予防の徹底		
ステージⅡ	(状況) ・感染者がだんだんに増加 ・医療提供体制への負荷が蓄積	ステージⅡ (警戒1)	(状況) ・感染者がだんだんに増加 ・医療提供体制への負荷が蓄積		(対応) 新しい生活様式の実践
	(対応) 基本的な感染予防の徹底ほか		(対応) 感染リスクの高い行動の自粛などを要請		
ステージⅢ	(状況) ・感染者が急増 ・医療提供体制の支障発生回避の対応が必要	ステージⅢ (特別警戒)	(状況) ・感染者がさらに増加 ・医療提供体制への負荷がより一層高まる	② 感染拡大注意	(状況) ・町内感染者が発生 ・道内感染者がまん延
	(対応) イベント開催見直しや飲食店の人数制限ほか		(対応) 感染リスクの高い行動の自粛などを一段と強く要請		(対応) 必要に応じた自粛要請等
ステージⅣ	(状況) ・爆発的な感染拡大 ・医療提供体制の機能不全回避の対応が必要	ステージⅣ (緊急事態)	(状況) ・爆発的な感染拡大 ・医療提供体制の機能不全回避の対応が必要	③ 特定警戒	(状況) ・町内感染者が急増 ・緊急事態宣言が発令
	(対応) 外出自粛要請やイベントの開催自粛ほか		(対応) 国の緊急事態宣言を踏まえ、さらに強い協力を要請		(対応) 法に基づく自粛要請等

【共通】

【3区分共通で行うべきこと】

町：町が行う取組 町民：町民が行う取組

①積極的な情報の収集・提供

○感染状況に応じた適切な感染予防に関する情報を、国や北海道などから積極的に収集し、広報誌やホームページなどにより町民へ提供します。

町

○感染症対策に関するガイドブックを作成し、全戸配布します。 町

②新型コロナウイルスに関する不安解消の取組

○町民等からの相談に対する窓口の一本化や情報の一元化を図るため、「新型コロナウイルス対策室」を設置します。 町

○感染リスクを下げるため、受診前の電話相談の呼びかけや受診の目安など、町民周知を行うとともに、医療機関との連携を図ります。 町

○家族内感染に対する不安の解消を図るため、ショートステイ（自主隔離）安心支援事業を実施します。（町独自施策） 町

③関係機関との連携の取組

○医療機関・事業所・施設管理者・地域代表者等と連携して、感染状況に応じて必要となる対応等について協議を行う連絡会議を開催するなど、全町的な組織体制の構築を図ります。

町

町民

④災害時における感染症対策の取組

○町では必要な物資の備蓄や、避難所における十分なスペースの確保など、町民の皆さんはマスクや体温計など健康状態の確認のために必要な持ち物の準備など、災害時における感染症対策の取組を進めます。

町

町民

⑤長期的な感染症対策の取組

○新型コロナウイルスの収束に向け、国において示された「新しい生活様式」を実践するなど、町民一丸となった取組を進めます。 町民

○小中学校及び北海道介護福祉学校のオンライン授業の実施に向けた環境整備を進めます。 町

【①感染観察（緊急事態宣言なし）】

【事態の状況】

○道内感染者が発生した場合

○緊急事態宣言の発令が解除され事態が収束に向かっている場合

【この時期に行うべきこと】

町：町が行う取組 町民：町民が行う取組

「新しい生活様式」（具体的な内容は8ページをご覧ください）を実践するとともに、感染リスクを回避するための行動をしましょう。

○感染地域への不要不急の移動を避ける

外出の際はマスク着用や、発症したときのため誰とどこで会ったかをメモする

町民



○3密（密閉・密集・密接）に配慮したイベント開催や施設利用

利用前の検温や北海道コロナ通知システムの登録などの実施

町民



○事業者への支援

（収束期）

飲食店や商店街での消費拡大などの取組

町

町民



【②感染拡大注意 (緊急事態宣言なし)】

【事態の状況】

- 町内に感染者が発生した場合
- 緊急事態宣言の発令はないが道内感染者がまん延した場合

【この時期に行うべきこと】 町：町が行う取組 町民：町民が行う取組

「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じた自粛要請などが出される段階ですので、不要不急の外出は控えましょう。

○不要不急の外出は控える

外出の際はマスク着用や、発症したときのため誰とどこで会ったかをメモする

町民



○町主催イベント等の中止・延期

広報誌やホームページ、チラシなどによる町民への情報周知

町

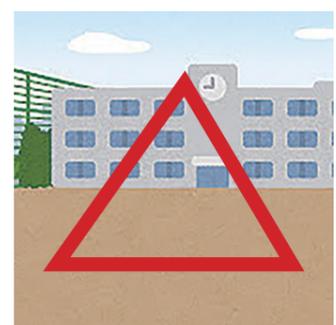


○学校・公共施設等の休校・利用制限と制限内での利用

放課後児童クラブ・一時預かりの開設

町

町民



【③特定警戒】

【事態の状況】

- 町内に感染者が急増した場合
- 緊急事態宣言が発令された場合

【この時期に行うべきこと】 町：町が行う取組 町民：町民が行う取組

法に基づく自粛要請などが出される状況ですので、不要不急の外出は自粛しましょう。

○接触機会の8割減少

不要不急の外出自粛、飲食の持ち帰りや宅配の利用などの実施
(具体的な内容は10ページをご覧ください)

町

町民



○町主催イベント等の中止

広報誌やホームページ、チラシなどによる町民への情報周知

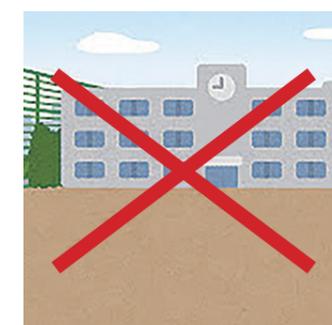
町



○学校・公共施設等の休業・休館

放課後児童クラブ・一時預かりの開設

町



「北海道スタイル」の実践をお願いします

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、私たちはどのような行動をとればよいのでしょうか。

北海道では、国が示した「新しい生活様式」を実践する新しいライフスタイルやビジネススタイルを「北海道スタイル」として取組を行っています。

私たちも、「新しい生活様式」を生活の中に取り入れ、新型コロナウイルスに強い地域を作り上げていきましょう。



① 「新しい生活様式」 7つのポイント

町民の 皆さんへ			
	いまは、 きよりをとって	手を洗おう	咳エチケット
事業者の 皆さんへ			
	換気をしよう	3つの「密」をさけよう	オンラインを 上手に使う
	マスク着用・ 手洗いを徹底します	健康管理を 徹底します	こまめに換気します
	消毒・洗浄します	一定の距離を とっています	お客さまへ咳エチケット・ 手洗いをお願いします
		取組を お知らせします	

ご家庭で新型コロナウイルス感染が疑われる場合

② 家庭内でご注意いただきたい、8つのポイント

- 同居者の部屋は可能な限り分ける
- 同居者全員、できるだけマスクを着用
- できるだけ定期的に室内を換気
- 汚れたリネン類、衣類はこまめに洗濯
- お世話は、できるだけ限られた方で
- こまめに石けん等で手洗い
- 取っ手、ドアノブなどはこまめに消毒
- ごみは密閉して捨てる

新型コロナウイルス感染対策

栗山町ショートステイ（自主隔離）安心支援事業

この事業は、発熱などの風邪症状がある方が、医療機関に受診又は保健所に相談の結果、ご自宅での経過観察となった場合に、一時的に滞在できる施設を町が提供し、発熱などの風邪症状がある方とその家族を分離し、ご家族への感染に対する不安を解消する取組です。

希望される方は、下記までご連絡ください。

【利用申込先・問い合わせ】
栗山町総務課新型コロナウイルス対策室 ☎ 0123-76-7065

※一時滞在期間中における事故または体調の変化等につきましては、責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

③人との接触を8割減らす、10のポイント

国の「緊急事態宣言」は解除されましたが、札幌市や空知管内における感染状況を考えると、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。

新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

1 ビデオ通話でオンライン帰省



2 スーパーは一人で、または少人数ですいている時間に



3 ジョギングは少人数で公園はすいた時間、場所を選ぶ



4 待てる買い物は通販で



5 飲み会はオンラインで



6 診療は遠隔診療



7 筋トレやヨガは自宅で動画を活用



8 飲食は持ち帰り、宅配も



9 仕事は在宅勤務



10 会話はマスクをつけて



3つの「密」を避けましょう

1. 喚起の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・咳エチケット・換気や健康管理も、同様に重要です！

イベントに参加する際の参考にしてください 栗山町イベント共通ガイドライン

このガイドラインは、栗山町内で実施されるイベントの主催者及び参加者が、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組を自ら行うため、統一した基準と共通する対応項目を定めて新たなイベントのあり方を示すとともに、コミュニティ活動や地域経済の再活性化につながる安心安全なイベント実施に寄与することを目的として、**町と町内イベント主催者有志が協議して定めたもの**です。

ぜひ、イベントに参加する際の参考にしてください。

イベントに参加される皆さんへのお願い

必須項目
目標項目
推奨項目

ガイドラインの遵守 <input checked="" type="checkbox"/>	本書に基づく対応項目を遵守してイベントに参加する	目標 主催者が決定している実施時間や滞在時間内での参加を心掛ける <input type="checkbox"/>
消毒の徹底 <input checked="" type="checkbox"/>	入退場時や参加時等における消毒（消毒液、うがい、手洗いなど）を徹底する	目標 マスクの着用（飲食時を除く）に協力する <input type="checkbox"/>
社会的距離の確保 <input checked="" type="checkbox"/>	主催者から指示される社会的距離の確保に心掛ける	目標 主催者が入場時に行う氏名及び連絡先の記入に協力する <input type="checkbox"/>
ごみ回収の協力 <input checked="" type="checkbox"/>	ごみは主催者が指定する場所で廃棄することに協力する <small>※回収しない場合は適用除外</small>	目標 飲食するときは他者とのシェアや回し飲食は行わない <input type="checkbox"/>
		目標 主催者が行う検温に協力する（体温 37.5℃以上は入場をお断りします） <input type="checkbox"/>
		目標 主催者が指示する出入りや動線での行動に協力する <input type="checkbox"/>
		推奨 メニュー表や注文用紙（タッチパネル）などのセルフオーダーに協力する <input type="checkbox"/>
		推奨 体調不良や怪我などの際はスタッフの指示に従うほか、継続参加を控える <input type="checkbox"/>

主催者が取り組む対応項目（抜粋）

事前広報周知の徹底 <input checked="" type="checkbox"/>	イベントの広報を2週間以上前に行い、近隣住民や関係機関等の協力理解を得る	ガイドライン啓発の徹底 <input checked="" type="checkbox"/>	イベント実施日に本書を会場内で掲示及び配布して啓発を徹底する	スタッフの特定・把握 <input checked="" type="checkbox"/>	運営スタッフ等の氏名と連絡先を記録し特定・把握しておく	スタッフの検温 <input checked="" type="checkbox"/>	イベント開始前に運営スタッフ等の検温を徹底する <small>※37.5℃以上は従事させない</small>
スタッフのマスク着用 <input checked="" type="checkbox"/>	運営スタッフ等のマスクの着用を義務付ける	スタッフの消毒徹底 <input checked="" type="checkbox"/>	イベント開始前に運営スタッフ等の消毒（消毒液、うがい、手洗いなど）を徹底する	消毒液の設置 <input checked="" type="checkbox"/>	消毒液（人体に影響のないエタノール消毒液など）を出入口や会場内に設置する	接触箇所の消毒徹底 <input checked="" type="checkbox"/>	不特定多数が接触する箇所（テーブル、椅子など）の清拭消毒を徹底する
社会的距離の確保 <input checked="" type="checkbox"/>	整列や座席配置はできるだけ2m（最低1m）以上離して社会的距離を確保する	換気による空気清浄 <input checked="" type="checkbox"/>	会場内の空気を正常に保つためドアや窓などを開放して換気を行う <small>※屋内のみ適用</small>	使い捨て食器の使用 <input checked="" type="checkbox"/>	飲食物の販売・提供時は使い捨て可能な食器を使用する <small>※飲食店内の場合は除く</small>	ごみの回収場所周知 <input checked="" type="checkbox"/>	ごみの回収及び集積場所について周知を徹底する <small>※回収しない場合は適用除外</small>

詳しい内容は、栗山町ホームページで公表しています。
<http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/docs/2020062700029/>

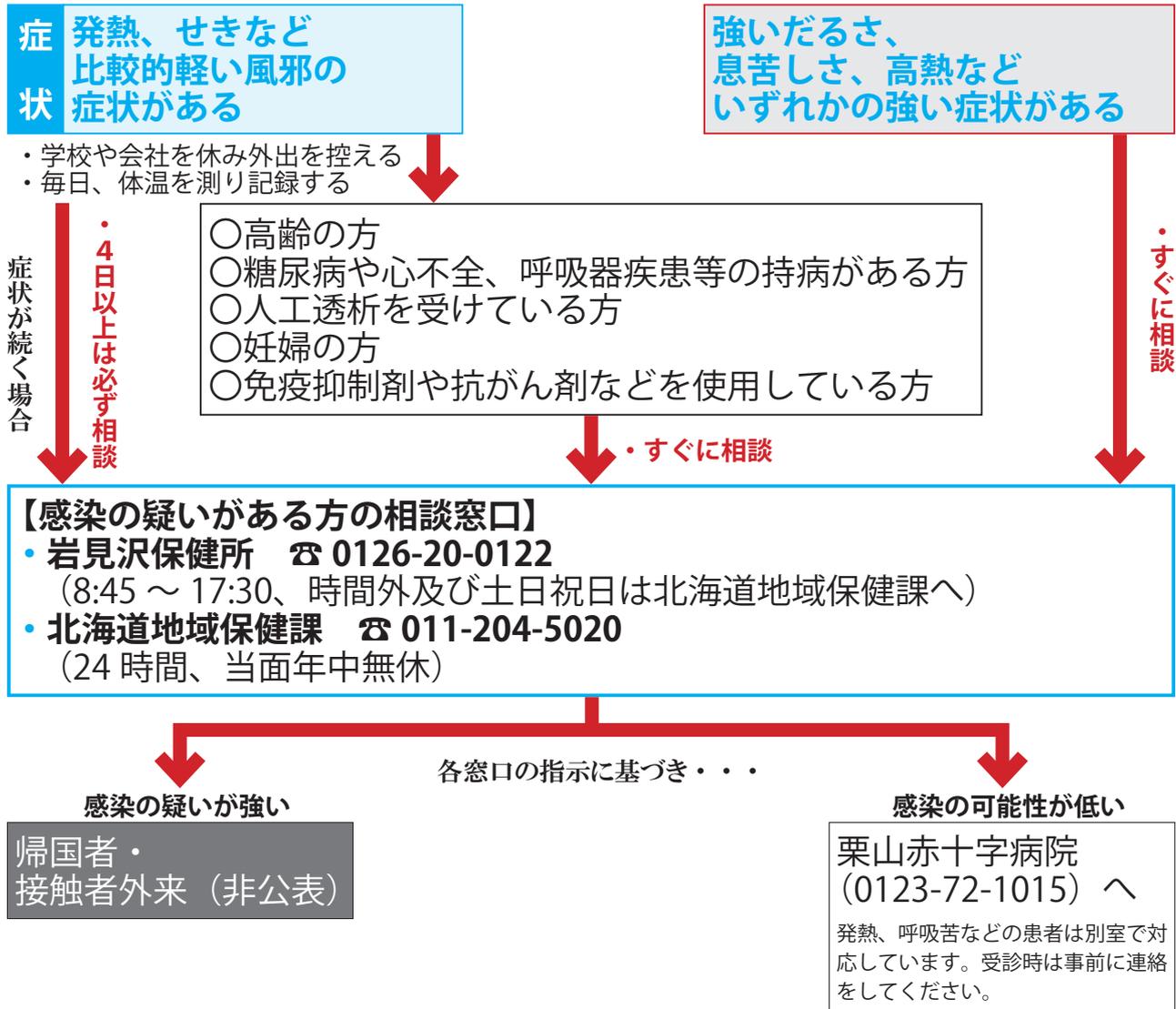
(最新の情報は、栗山町ホームページや広報くりやまなどでご確認ください)

給付金等	特別定額給付金の支給対象範囲拡大	町	国の「特別定額給付金」の対象とならない 基準日(4月27日)の「翌日以降、令和3年3月31日」までに生まれた方 、また、 令和3年3月31日時点で母子手帳を交付されている妊婦 に対して、家計支援の拡大を図るため、 一人あたり10万円を給付 します。	栗山町福祉課高齢者・介護・医療グループ ☎ 0123-73-7507
	子育て世帯への臨時特別給付金		児童手当(本則給付)を受給する世帯 に対し、 対象児童一人あたり1万円を支給 しています。 (公務員以外の方の支給は終了しています/公務員の方の申請受付期間は9月30日(水)まで)	栗山町福祉課福祉・子育てグループ ☎ 0123-73-2222
	国民健康保険等の傷病手当金の支給		新型コロナウイルスに 感染したり、感染が疑われたりして無給や減給になった場合 に、 国民健康保険、後期高齢者医療の傷病手当金 が受け取れる場合があります。	栗山町住民保健課国保グループ ☎ 0123-73-7508
	高校生等奨学給付金(道立高校・私立高校)	道	家計急変世帯 に対して、 授業料等以外の教育に必要な経費 を給付します。	道立高校：北海道教育庁高校教育課 ☎ 011-204-5760 私立高校：北海道庁学事課 ☎ 011-204-5066
	ひとり親世帯への臨時特別給付金		① 児童扶養手当受給世帯等 に対して 一世帯5万円(第2子以降一人あたり3万円加算) を支給します。(申告不要) ② 収入が減少した児童扶養手当受給世帯等 に対して 一世帯5万円 を支給します。(要申告)	ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎ 0120-400-903
	労災保険の休業補償		業務又は通勤に起因して新型コロナウイルスを発症した者 であると認められる場合には 労災保険給付の対象(平均賃金の80%補償) となります。	岩見沢労働基準監督署 ☎ 0126-22-4490
	住居確保給付金の支給対象範囲拡大		休業等による収入減少で住居を失うおそれのある方 に対し、 家賃相当額(上限あり) を支給します。	そらち生活サポートセンター ☎ 0126-35-5414・0120-279-234
高等教育修学支援新制度	予期できない事由により家計が急変し、世帯(父母等)の収入が減った場合 、 授業料等減免や給付型奨学金の対象となる場合があります。	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金相談センター ☎ 0570-666-301		
貸付(生活資金に不安)	緊急小口資金 主に休業された方等向け	社協	最大20万円 を貸付 (据置期間)貸付日から1年以内(返済期間)据置期間経過後2年以内(貸付利子)無利子	栗山町社会福祉協議会 ☎ 0123-72-1322
	総合支援資金(生活支援費) 主に失業された方等向け		単身世帯：月15万円以内、複数世帯：月20万円以内 を貸付 (据置期間)貸付日から1年以内(返済期間)据置期間経過後10年以内(貸付期間)原則3カ月以内(貸付利子)無利子	
	勤労者福祉資金 勤労されている方や離職された方向け	道	中小企業従業員、非正規雇用労働者：120万円以内 (金利 年1.6%、保証料 年0.5%) 季節労働者：120万円以内 (金利 年0.6%、保証料免除) 事業主都合の離職者：100万円以内 (金利 年0.6%、保証料免除)	北海道庁中小企業課 ☎ 011-204-5346 北海道庁雇用労政課 ☎ 011-204-5354
猶予等	納税の猶予(町税・道税・国税など)	町道 国	町税・道税・国税について期限内に納税ができない場合は、納税の猶予が適用できる場合があります。	町税：栗山町税務課収納グループ ☎ 0123-73-7506 道税：空知総合振興局課税課・納税課 ☎ 0126-20-0055 国税：札幌国税局猶予相談センター ☎ 0120-291-675
	国民年金保険料の免除・猶予		支払いが困難になった方 を対象に 国民年金保険料の支払いの免除・猶予が適用される場合があります。	栗山町住民保健課国保グループ☎ 0123-73-7508 岩見沢年金事務所 ☎ 0126-22-0827
	国民健康保険税等の減免・猶予など	新型コロナウイルス感染症の影響により 収入の減少等、一定の条件に該当する方 を対象に 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料を減免 します。また、 支払いが困難になった方 を対象に 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の支払いの猶予が適用できる場合があります。	栗山町税務課課税グループ ☎ 0123-73-7505	
	上下水道料金の猶予	町	支払いが困難になった方 を対象に、 上下水道料金の支払いの猶予が適用できる場合があります。	栗山町上下水道課上下水道グループ ☎ 0123-73-7514
	学校給食費の無償化	児童生徒の保護者 を対象に、2学期及び3学期(令和2年8月～令和3年3月分)の 学校給食費を無償 にします。	栗山町教育委員会学校教育課学校教育グループ ☎ 0123-72-1117	

(最新の情報は、栗山町ホームページや広報くりやまなどでご確認ください)

給付金等	中小企業等特別給付金	町	売上げの減少が前年同月比20%以上50%未満の、国の持続化給付金の支給対象とならない事業者に対して、町が一律10万円を支給しています。(申請期限 令和3年1月15日(金))	栗山町ブランド推進課企業・労働グループ ☎ 0123-73-7516
	持続化給付金	国	ひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少した事業者に対して、以下の範囲内で給付金を支給します。 法人：上限200万円 個人事業者：上限100万円 (申請期限 令和3年1月15日(金))	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570 持続化給付金サポート窓口 Web予約：https://www.jizokuka-kyufu.jp/ 電話予約(自動)：0120-835-130 電話予約(オペレーター対応)：0570-077-866
	特別家賃支援給付金	町	売上げの急減に直面する事業者に対して、国の家賃支援給付金に上乗せする形で給付金を支給します。 給付率：1/3 法人：上限25万円/月 個人事業者：上限12.5万円/月 給付期間：6カ月 (申請期限 令和3年2月1日(月))	栗山町ブランド推進課企業・労働グループ ☎ 0123-73-7516
	家賃支援給付金	国	5～12月の売上高について、1カ月で前年同月比50%以上減少、または連続する3カ月の売上げが前年同期比で30%以上減少した事業者に対して、申請時の直近1カ月における支払賃料に基づき算定した給付額を支給します。 給付率：2/3 法人：上限100万円/月 個人事業者：上限50万円/月 給付期間：6カ月 (申請期限 令和3年1月15日(金))	家賃支援給付金コールセンター ☎ 0120-653-930
	両立支援等助成金介護離職防止支援コース	道	介護のための有給の休暇制度を整備し、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主を支援します。(法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇を除く)(1中小事業主あたり5人まで申請可能) 合計5日以上10日未満：20万円/人 合計10日以上：35万円/人 (対象期間 令和3年3月31日(水)まで)	北海道労働局雇用環境・均等部企画課 ☎ 011-788-7874
	母性健康管理措置による休暇取得支援助成金		医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主を支援します。(年次有給休暇を除く)(1事業所あたり20人まで申請可能) 合計5日以上20日未満：25万円/人 以降20日ごとに15万円加算(上限100万円) (対象期間 令和3年1月31日(日)まで)	北海道労働局雇用環境・均等部指導課 ☎ 011-709-2715
	雇用調整助成金	国	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。(対象期間 9月30日(水)まで) 助成率：中小企業4/5(要件を満たす場合最大10/10)、大企業2/3(要件を満たす場合最大3/4) 上限：15,000円/日	雇用助成金さっぽろセンター ☎ 011-788-2294 雇用調整助成金コールセンター ☎ 0120-60-3999
	小学校休業等対応助成金・支援金(雇用者/個人事業主等)		小学校等の臨時休業などに伴い、子どもなどの世話で休暇を取得させた場合や、休業をした場合に、助成金を支給します。(申請期限 12月28日(月)) ・従業員に有給休暇(年次有給休暇除く)を取得させた事業主 上限15,000円/日 ・個人事業主またはフリーランス 7,500円(定額)/日	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ 0120-60-3999
貸付等(資金繰りを改善)	資金保証料等の補給	町	栗山町中小企業振興資金並びに北海道経済環境変化対応資金の融資を受けた中小企業者等に対し、利子及び保証料の全額を補給します。	栗山町ブランド推進課企業・労働グループ ☎ 0123-73-7516
	栗山町中小企業振興資金の据置期間の設定	町	栗山町中小企業振興資金(運転資金)を借り入れした場合、その融資期間に1年間の据置期間を設定(実施日程)令和2年5月1日以降の融資実行日(新規借入)より適用	
	道の融資制度(中小企業総合振興資金)	道	【無利子融資】「新型コロナウイルス感染症対応資金」などを創設しました。(取扱期間は、令和3年1月31日(日)まで) 融資金額最大6,000万円、据置最大5年間(一定の要件を満たした場合に3年間の実質無利子及び保証料の減免)	北海道庁中小企業課 ☎ 011-204-5346
	日本政策金融公庫の融資	国	【無利子融資】 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。	日本政策金融公庫札幌支店 ☎ 011-281-5221
商工中金の融資	商工中金札幌支店 ☎ 011-241-7231			
猶予等	申告期限等の延長、納税の猶予(町税・道税・国税など)	町道国	町税・道税・国税について期限内に納税や申告ができない場合は、申告期限の延長や納税の猶予が適用できる場合があります。	町税：栗山町税務課収納グループ ☎ 0123-73-7506 道税：空知総合振興局課税課・納税課 ☎ 0126-20-0055 国税 延長：岩見沢税務署 ☎ 0126-22-0810 猶予：札幌国税局猶予相談センター ☎ 0120-291-675
	水道基本料金の減免	町	厳しい経営状況下に置かれた法人、または個人事業主を対象に、令和2年9月から令和3年3月分まで(7カ月分)の水道料金の基本料金を減免します。(申告期間は、9月15日(火)まで)	栗山町上下水道課上下水道グループ ☎ 0123-73-7514
	上下水道料金の猶予		支払いが困難になった方を対象に、上下水道料金の支払いの猶予が適用できる場合があります。	
厚生年金保険料等の納付猶予	国	厚生年金保険料、労働保険料等の納付の猶予が適用される場合があります。	厚生年金：岩見沢年金事務所 ☎ 0126-22-0827 労働保険：北海道労働局 ☎ 011-776-6099	

新型コロナウイルスの 相談・受診の目安



新型コロナウイルス感染症対策
ガイドブック
令和2年9月発行

栗山町総務課新型コロナウイルス対策室
〒069-1512 夕張郡栗山町松風3丁目252番地
電話：0123-76-7065
FAX：0123-72-3179
メール：shingatakorona@town.kuriyama.hokkaido.jp